

# 特定非営利活動法人食医食協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人食医食協会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都中央区銀座6丁目4番15号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食教育で国民医療費の削減となる「食医食理念」を全国に広める目的及び「食医食健康管理士」という食育の専門家を教育する目的で設立される。栄養バランス食や、家庭で家族を病気にしない栄養学に基づいた「体質改善指導」や「予防医学」を実践する。人々が健全な生活を営むための基本である「健康」を維持する為に「食育」の人材育成を柱にする。また、地域の民間非営利組織及びボランティア団体を連携しながら企業及び行政とのパートナーシップの確立を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (イ) 食医食健康管理士育成及び普及事業  
「食医食健康管理士」の養成、人材育成事業、栄養学や調理理論、病態理論などの単位取得による資格証の発行、健康セミナー、講演会活動
  - (ロ) 健康相談、健康回復に関する事業  
健康相談、健康回復センターの運営、「いやしの里」との連携事業
  - (ハ) カウンセリング事業
- (二) 広報活動事業
- (ホ) その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業  
無添加食材、健康料理等の調査研究事業

### 第3章 会員

(種別)  
第6条

この法人会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を積極的に推進する個人及び団体で総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛同、協力、後援する個人及び団体で総会における議決権を有しないもの

(入会)  
第7条

- 1 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の入会申し込みがあった時には、正当な理由が無い限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、理事会の議決を経て速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)  
第8条

正会員及びその他の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名された時。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 1 この法人に次の役員を置く。  
(1) 理事 5人以上  
(2) 監事 1人以上  
2 理事のうち1人を理事長、4人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 1 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。  
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。  
3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 役員は、人格品性共に協会にふさわしい品位を有し、経済的にも協会の働きに支援できる能力を有していなければならない。

(職務)

第 15 条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条

- 1 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の為、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身故障のため、職務の遂行に絶えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条
- 1 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 20 条
- 1 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
  - 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 役員を選任又は解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散及び合併
  - (4) 理事会が総会に付すべき事項として協議した事項
  - (5) その運営に関する重要事項

(開催)

- 第 24 条
- 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。
  - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の 5 分の 3 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
    - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条

- 1 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人とて表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を制作しなければならない。
  - (1) 日時および場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、其の数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 15 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条

- 1 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条

- この法人の資産は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 資産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。この法人の資産は、その他の活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が、別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ、収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 48 条 1 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が製作し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 50 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第 52 条 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 53 条 この法人が解散-(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において決議した者に帰属させ

るものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川谷 勝晟
副理事長	鹿村 光俊
理事	山田 二三雄
同	宮田 宗信
同	渡部 晋介
同	斎藤 八十
同	善林 隆充
同	久松 京子
監事	岡部 隆

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 6 月 30 日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。